

## 矯正図書館規則

### (目的)

第1条 本規則は、公益財団法人矯正協会（以下「本会」という。）の定款第3条に掲げる目的を達成するため、本会に附設される矯正図書館の積極的かつ充実した活動並びに本会所蔵の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）の適正な管理及び利用を図ることを目的とする。

### (事務)

第2条 矯正支援事業部図書課の職員は、矯正図書館長（以下「館長」という。）の命を受けて、図書館資料の選定、整理、閲覧、貸出し、統計、複写、情報の提供その他の事務を処理しなければならない。

### (図書館資料の管理)

第3条 図書館資料は、資料の形態別に書誌事項（題名、著者名、出版者名等）を目録化して保管し、その全部を図書館管理システムに登録して管理する。

### (一般公開)

第4条 館長は、図書館を公開し、図書館資料が広く一般の利用に供されるよう公益事業としての運営に努めるものとする。

### (開館の日及び時間)

第5条 図書館は、次に掲げる日を除き、午前9時に開館し、午後5時に閉館する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から31日までの日

(4) 月末等に設ける特別整理日

2 前項の規定にかかわらず、館長は、必要と認める場合には、開館時間を変更することができる。

### (利用の停止等)

第6条 館長は、館長又は係員の指示に従わない利用者その他図書館の業務の円滑な運営に支障を及ぼす行為をした利用者に対し、図書館資料の利用を停止し、又は図書館からの退去を命ずることができる。

### (損害賠償)

第7条 館長は、図書館資料を紛失し、損傷し、又は汚損した者に対し、損害の賠償を求めることができる。

### (細則)

第8条 本規則の実施に関し必要な細則は、会長が別に定める。

### (改廃)

第9条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規則は、平成25年4月9日から施行する。(平成25年4月9日理事会議決)